

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和3年9月17日

京都市長 門川大作

京都市規則第49号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第42号）の施行期日は、令和3年9月21日とする。

(第一市場)